を

第二十二条第一項	第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条	平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十五条の二第一項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十三条第一項	五十円	五十銭	一円

」に改める。

第二十一条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、「昭和三十三年法律第百二十八号」の下に「）をいう。以下同じ。」を加え、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「昭和二十八年法律第二百四十五号」の下に「）をいう。以下同じ。」を加え、「国家公務員共済組合法」を「例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。第二十三条第一項第四号において同じ。」に改め、同条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改め、「及び第六号」を削り、「国民年金法第五条第一項第二号から第四号まで」を「同法による年金たる保険給付（障害厚生年金を除く。）と、同項第二号」に、「厚生年金保険法」を「同法による年金たる保険給付（障害厚生年金を除く。）と、同項第二号」に改め、「同項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改める。

第二十二条中「厚生労働大臣」とあるのは、」を「第五十二条第一項から第三項までの規定中「実施機関」とあるのは」に改め、「存続組合」と」の下に「、同項中「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第七項中「まで及び前項」とあるのは「まで」と」を加える。

第二十三条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条

四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条

第二十三条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く。）と、同項第二号」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改め、「同項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改める。

第二十三条の二中「第四項」を「第三項」に、「、第六十四条の三第一項、附則第十七条の二第一項並びに附則第十七条の三」を「並びに第六十四条の二並びに附則第十七条の二及び第十七条の三」に改める。

第二十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「する厚生年金保険法」を「する同法」に改める。

第二十五条の二第十一項中「の額」と」の下に「、「五十円」とあるのは「五十銭」と、「百円」とあるのは「一円」と」を加える。

第三十三条の表国民年金法の項中「年金たる給付」を「保険給付」に改め、同表厚生年金保険法の項を次のように改める。

厚生年金保険法	第五十六条第二号		
	第百条の二第三項	国民年金法	特例年金給付若しくは国民年金法

第三十三条の表国民年金法の項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同表地方公務員等共済組合法の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同表私立学校教職員共済法の項中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改める。